

令和6年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引

日頃から、本市税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

固定資産税は、土地及び家屋以外に償却資産(事業用資産)も課税対象です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在高知市内にある償却資産の取得価額や取得時期等の申告が必要です。(地方税法第383条)

つきましては、この手引をご覧いただき、申告期限までに申告書をご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限

令和6年1月31日(水)

○期限間近になりますと窓口が混雑しますので、

1月15日(月)までの提出にご協力をお願いいたします。

提出先

高知市役所 資産税課 償却資産係

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号

Tel.088-823-9424(直通)

*平日 8:30 ~ 17:15 (1月中は昼休みも受付しています)

*本庁舎2階202(資産税課) 13番窓口

※ 庁舎の位置図及びフロア配置図は裏表紙に記載しています。

■ 郵送による申告について

申告書を郵送で提出される方で受付押印後の控が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、同封されていない場合は控を返送しませんので、あらかじめご了承ください。

■ インターネットによる電子申告について

eLTAXを利用してインターネットによる申告もご利用いただけます。

■ 申告書様式のダウンロードについて

「償却資産申告書」「種類別明細書」は、高知市ホームページからもダウンロードできます。

高知市 償却資産申告書

検索

【目次】

1 償却資産について……………	1
2 家屋と償却資産の区分について……………	3
3 テナントの内装等について……………	3
4 償却資産の申告方法について……………	5

5 法人税・所得税(国税)との比較について……………	6
6 償却資産の評価と課税について……………	7
7 非課税・課税標準の特例等について……………	9
8 主な償却資産の耐用年数表……………	10
9 申告書の記入例……………	11

この手引は令和5年9月末日現在の状況において作成しています。

1 償却資産について

■ 償却資産とは

償却資産（事業用資産）は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象のひとつです。

会社や個人で工場や商店等を経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。（※資産の例については下の表を参照ください）

償却資産は土地や家屋と違い登記制度がないため事業用資産を所有している方は申告が必要です。

■ 償却資産の種類と具体例

資産の種類	対象となる主な償却資産の例示
1 構 築 物	舗装路面 緑化施設等の外構工事 門 塀 庭園 屋上看板(広告塔) 独立キャノピー 外灯 サイロ 棧橋 焼却炉 カーポート 下水道接続工事 屋外配管等
	建物附属設備 受変電設備 給排水・衛生・ガス設備 壁面サイン工事 賃借人(テナント)施工の内装等
2	機械式駐車設備 工作・木工機械等各種製造加工機械 土木建設機械(道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「0, 00~09, 000~099」の車両) その他各種業務用機械及び装置等
3	船 舶 ボート 貨物船 客船 漁船 釣船等
4	航 空 機 飛行機 ヘリコプター等
5	車両及び運搬具 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車(分類番号が「9, 90~99, 900~999」の車両) 各種運搬具等
6	工具・器具及び備品 パソコン LAN設備 医療用機器 理容・美容器具 立看板 厨房機器及び用品 冷凍・冷蔵庫 机・椅子 ロッカー 応接セット 陳列ケース テレビ 放送機器 室内装飾品 じゅうたん・カーテン コピー機 レジスター 金庫 光学機器 遊戯器具 自動販売機 各種工具等

業 種	対象となる主な償却資産の例示
各 業 種 共 通	外構工事(舗装路面・駐輪場・フェンス・屋外照明等電気設備・屋外給排水設備・緑化設備) 太陽光発電設備(建材型を除く) 看板(屋外広告塔・袖看板・ネオンサイン) 受変電設備 簡易間仕切り 日よけ LAN設備 賃借人(テナント)施工の内装 机・椅子 応接セット レジスター キャビネット コピー機 金庫 給湯器(流し用) 消火器 タイムレコーダー テレビ ベッド ルームエアコン 自動販売機 パソコン 等
小 売 店	室内装飾品 陳列ケース 値付機 等
飲 食 店・旅 館	事業用の厨房設備 厨房機器 製氷機 カウンター カラオケ機器 放送設備 等
理 容・美 容 業	理容・美容椅子 洗面設備 タオル蒸器 等
病 院・診 療 所	各種医療機器・装置(X線装置 手術台 心電計 光学検査機器 歯科診療用ユニット等) 陳列ケース 薬品戸棚 顕微鏡 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機 ビニール包装機 等
ガソリンスタンド・自動車修理・金属加工業	地下タンク ガソリン計量機 洗車機 コンクリート擁壁 独立キャノピー フライス盤 リフト 旋盤 コンプレッサー 充電機 プレス 溶接機 ボール盤 オイルクリーナー コンデンサー カッター クレーン 塗装設備 各種工具 等
建 設 業	大型特殊自動車(ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト) ポータブル発電機 ミキサー ポンプ コンクリートカッター 等
娯 楽 業	パチンコ台 パチスロ台 パチンコ機取付台(島工事) ゲーム機 両替機 音響設備 スクリーン設備 ゴルフ練習場用設備 照明設備 等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装 宅配ボックス 料金自動計算装置 緑化設備(花壇・植栽) 等
農 業・漁 業	ビニールハウス 農業用機械設備 自動選別計量機 乾燥機 糶摺機 コンクリート畦畔 手押し式田植機 管理機 漁船 等

※ 表に載っていない資産で対象となるか不明な資産がある場合はお問い合わせください。

■ 申告の対象となる資産

令和 6 年 1 月 1 日現在、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第 341 条第 4 号）

なお、下記に該当する資産も申告対象となります。

- ① 償却済資産（耐用年数が経過し、帳簿上で備忘価額 1 円のみが計上されている資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産（その一部が事業の用に供されている資産）
- ③ 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- ④ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているがいつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが未だ稼働していない資産）
- ⑦ 改良費（資本的支出）
- ⑧ 赤字決算のため減価償却を行っていない資産
- ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却している資産
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産
- ⑩ 資産の所有者が事業として他人に貸し付けている資産（リース資産、レンタル資産）
- ⑪ 従業員の福利厚生施設（社宅・寮等）の構築物、器具備品

■ 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例）小型フォークリフト・コンバイン
- ② 無形減価償却資産（例）営業権、特許権、アプリケーションソフトウェア（最低限そのソフトウェアがなければ機械等が動かないものは償却資産の対象になります。）
- ③ 繰延資産（例）開業費、開発費、負担金
- ④ 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産のうち、税務会計上で一時に損金に算入しているもの
- ⑤ 取得価額が 20 万円未満で、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- ⑥ 法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が 20 万円未満のもの（地方税法施行令第 49 条ただし書）

■ 少額の減価償却資産の取り扱い

○ = 申告必要 × = 申告不要

税務会計上の処理	取得価額			
	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
一時に損金算入 ^(*1)	×			
3 年間で一括償却 ^(*2)	×	×		
中小企業損金算入特例 ^(*3)	○	○	○	
資産ごとの耐用年数で通常償却 ^(*4) （個別減価償却）	○	○	○	○

(*1) 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条

(*2) 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項又は所得税法施行令第 139 条第 1 項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは平成 18 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した資産です。
（租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5）

(*4) 個人の場合、10 万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

2 家屋と償却資産の区分について

■ 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区別

自己所有家屋の建物附属設備は、個々の資産の取り付けられている状況によって家屋と償却資産に区分します。（次ページの表【家屋と償却資産の主な区分】も参照ください）

家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、消火設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等

（同じ設備でも、取り付けの状況によって異なり、建築設備の効用上、当然に家屋の一部に固定されるものであるかどうかを判断し、その特定の場所に家屋の存続期間中、基本的に固定されるものであるかどうかを判断します。）

（例）埋め込み式エアコン、屋内の照明設備（照明器具、配線、配管）

償却資産として取り扱うもの

- ① 独立した機械としての性格が強いもの
（例）受変電設備
- ② 取り外しが容易で、別の場所へ自在に移動できるもの
（例）簡易間仕切
- ③ 屋外に設置されているもの（構造的に家屋と一体になっていないもの）
（例）屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管
- ④ 顧客に対するサービス設備としての性格の強いもの
（例）ホテル・百貨店・病院等の厨房設備、洗濯設備
- ⑤ 特定の生産又は業務用設備（下記参照）

■ 特定の生産又は業務用設備

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空気配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

3 テナントの内装等について

■ 家屋の所有者以外の者（店舗のテナント）が取り付けした内装等の取扱い

貸しビル等を借り受けた賃借人（テナント）が、自ら事業をするために取り付けした内装・造作、床仕上、天井仕上、電気設備、屋内給排水設備等は、賃借人を所有者とみなし、賃借人の償却資産となります。（地方税法第343条第10項、高知市税条例第54条第8項）

この場合、申告は賃借人（テナント）が行ってください。

【家屋と償却資産の主な区分】

この一覧は、家屋と設備等の所有者が同じ場合の区分となります。家屋と設備等の所有者が異なる場合は全て償却資産となります。（高知市での取り扱いですので、他市町村とは多少異なる場合があります）
※ 一般的な例示ですので、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上 店舗造作等	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	
	予備電源設備	発電機設備 蓄電池設備 無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備 非常用照明器具（誘導灯・非常灯） 特定の生産又は業務用設備（ネオンサイン・投光器・スポットライト等）			◎
		屋内設備（照明器具・分電盤・配線等）	○		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（工場等機械の動力源である動力配線）			◎
		上記以外の設備	○		
	電話設備	電話機・交換機等の機器			◎
		配管・配線 端子盤等	○		
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器			◎
		配管・配線等	○		
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ・モニター） カメラ			◎
		配管・配線等	○		
	ＬＡＮ設備	設備一式			◎
インターホン設備	機器・配管・配線		○		
自動車管制装置	設備一式		○		
盗難非常通報装置	設備一式		○		
ＴＶ共同視聴設備	設備一式（アンテナ・ブースターアンプ・分配器・整合器・ケーブル・ボックス類等）		○		
ナースコール設備	機器（表示盤） 配管・配線		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備		◎	
		配管 高架水槽 受水槽 ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（流し用電気温水器・湯沸器等） 中央式給湯設備（屋外設備）			◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備（屋内設備）	○		
ガス設備	屋外設備 引込工事 特定の生産又は業務用設備			◎	
	屋内配管等	○			
衛生器具設備	設備一式（洗面器・便器等）		○		
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛型・天吊型等） 特定の生産又は業務用設備		◎	
		埋め込み式エアコン 上記以外の設備	○		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎	
防災設備	消火設備	消火器 ホース及びノズル ガスボンベ パッケージ型消火設備		◎	
		屋外の消火栓設備等 消火栓設備 スプリンクラー設備等	○		
	火災報知設備	設備一式	○		
	避雷設備	設備一式	○		
	その他の設備	避難器具		◎	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア 垂直搬送機等		◎	
		エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機等	○		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）		◎	
	洗濯設備	上記以外の設備	○		
	医療機器設備	各種医療機器・装置及びユニット 医療用ガス機器（吸入口・ボンベ等）等		◎	
その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置 ろ過装置 POSシステム 広告塔 文字看板 袖看板 簡易間仕切 機械式駐車設備 駐輪設備 ゴミ処理設備 メールボックス カーテン ブラインド 基礎のないプレハブ物置等 自動ドア シャッター エアカーテン 造り付け家具・カウンター等		◎		
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・舗装路面・フェンス・緑化施設等）		◎	

4 償却資産の申告方法について

■ 申告していただく方

令和 6 年 1 月 1 日現在、会社や個人で不動産賃貸業、サービス業、製造業等高知市内に事業用資産を所有されている方です。内装や建築設備を取り付けた賃借人（テナント）、リース資産を貸し付けている方等は申告が必要です。

- ① 償却資産を共有されている方は、各々の持ち分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。
- ② 所有権留保付売買資産は、原則買主の方が申告してください。
- ③ 所有権移転リース資産は、原則借主の方が申告してください。

■ 提出していただく書類

申告区分	提出書類	償却資産 申告書 (P11)	種類別明細書		申告書の備考欄・留意事項
			増加資産 ・全資産用 (P13)	減少 資産用 (P15)	
初めて 申告さ れる方	申告する資産がある場合	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「1 増加資産あり」を○で囲んでください。 ▶ 全資産を申告してください。
	申告する資産がない場合	○			▶ 「4 該当資産なし」を○で囲んでください。
前 年度に 申告さ れた方	資産に増減がない場合	○			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「3 増減なし」を○で囲んでください。 ▶ 取得価額の記入は不要です。
	増加した資産がある場合	○	○		▶ 「1 増加資産あり」を○で囲んでください。
	減少した資産がある場合	○		○	▶ 「2 減少資産あり」を○で囲んでください。
	資産に増減がある場合	○	○	○	▶ 「1 増加資産あり」と「2 減少資産あり」を○で囲んでください。
	廃業・解散等をした場合	○			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「5 廃業・解散・転出・売却等」のいずれかを○で囲み、事由発生日を記入してください。 (例) 廃業・<u>解散</u>・転出・売却等 (令和 5 年 3 月 31 日)
	所有者死亡による 相続をした場合	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 申告書の氏名欄に相続人の氏名、備考欄に亡くなった方(被相続人)の氏名と相続した年月を記入してください。 ▶ 資産の内容に変更(増減)があった場合は、種類別明細書も併せて提出してください。
自社電算処理方式 により申告される方		○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全ての資産について「評価額」を算定し、「全資産」と共に「増加資産」及び「減少資産」の明細を添付してください。 ▶ 課税標準の特例の適用がある場合は、課税標準の特例率欄、課税標準額欄にその特例率、特例適用後の課税標準額を記載し、摘要欄に「特例」と記載してください。

申告書の書き方等がわからない方は、償却資産係までお問い合わせください。

窓口へ来られる場合は、減価償却資産の明細がわかる資料（国税の減価償却費の計算書、固定資産台帳、帳簿類、見積書等）を持参してください。

■ 決算期日以降に取得された資産について

決算期日以降 1 月 1 日までに取得された資産について、申告もれがないようお願いします。申告もれ資産がある場合には、現年度だけでなく取得年月に応じてさかのぼって課税する場合があります。あらかじめご承知ください。

■ 個人番号・法人番号（マイナンバー）について

個人番号制度の導入により、償却資産申告書に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号・法人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。制度の趣旨をご理解いただき、個人番号・法人番号の記入にご協力ください。

【申告書を提出する際に必要な本人確認資料】

提出者が 本人の場合	個人番号確認資料		身元確認資料	
	個人番号カード 番号通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）	3つのうち いずれか	運転免許証, パスポート, 個人番号カード 等	
提出者が 代理人の場合	本人の個人番号確認資料		代理人の身元確認資料	代理権の確認資料
	本人の個人番号カード 本人の番号通知カード 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）	3つのうち いずれか	代理人の運転免許証 等	税務代理権限証書, 委任状 等の原本

※ 郵送で申告される場合、本人確認資料は写しを添付してください（代理権の確認資料を除く）。

※ eLTAX（エルタックス）にて電子申告される場合、本人確認資料の添付は必要ありません。

※ 法人番号を記入して申告される場合、本人確認資料の添付は必要ありません。

法人番号・個人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、個人番号が記入された申告書であっても、本人確認ができない場合は、償却資産申告書への個人番号の記入はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

5 法人税・所得税(国税)との比較について

償却資産に対する課税は、法人税法・所得税法（国税）と比較すると次のとおりです。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	法人税法・所得税法（国税）の取扱い
償却計算の基準	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める減価率 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法） ^(*6)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳 ^(*1)	認められません	認められます
特別償却・割増償却 ^(*2) （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却 ^(*3)	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ^(*4)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円（備忘価額）
改良費 ^(*5)	区分評価（改良が加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

(*1) 圧縮記帳とは、国庫補助金等で取得した資産の価額から譲渡益等の相当額を控除した額を取得価額とすることで、固定資産税では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

(*2) 特別償却とは、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。固定資産税では特別償却は認められていませんので、申告の対象になります。

割増償却とは、普通償却のほかに、事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度です。

(*3) 増加償却とは、通常の使用時間を超えて機械及び装置を使用した場合、その平均的な使用時間を超えて使用した分、一時的に償却を増加させることです。

(*4) 耐用年数の短縮とは、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の未經過使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができる制度です。

(*5) 改良費（資本的支出）とは、取付や取替等で資産の耐用年数を延長又は価額を増加させるものであり、能力維持のための支出は修繕費となります。

(*6) 平成19年度税制改正により、国税（法人税・所得税）における減価償却制度の抜本的な改正が行われています。

6 償却資産の評価と課税について

■ 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価残存率}}{\text{耐用年数に応ずる減価率}} \right) = \boxed{\text{評価額}}$$

前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度の評価額}} \times \left(1 - \frac{\text{減価残存率}}{\text{耐用年数に応ずる減価率}} \right) = \boxed{\text{評価額}}$$

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

■ 減価残存率表

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$			前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$			前年中取得 $1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	前年前取得 $1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
				20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

■ 課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

■ 免税点

課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は課税されません。（免税点未満と判断される場合も申告は必要です。）

■ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (100 \text{ 円未満切捨}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課 税 標 準 額} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ (1.5\%) \end{array}}$$

■ 税額の算出例（概算）

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	令和6年度 評価額	評価額の合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和5年 9月	2,700,000円	15年	2,700,000円 × 0.929 = 2,508,300円 取得価額 × 減価残存率 = 令和6年度評価額	3,139,726円 (令和6年度 評価額の 合計)
ルームエアコン	令和4年 1月	650,000円	6年	650,000円 × 0.840 = 546,000円 取得価額 × 減価残存率 = 令和5年度評価額 <u>546,000円</u> × 0.681 = 371,826円 前年度評価額 × 減価残存率 = 令和6年度評価額	
理美容機器	令和3年12月	800,000円	5年	800,000円 × 0.815 = 652,000円 取得価額 × 減価残存率 = 令和4年度評価額 <u>652,000円</u> × 0.631 = 411,412円 前年度評価額 × 減価残存率 = 令和5年度評価額 <u>411,412円</u> × 0.631 = 259,600円 前年度評価額 × 減価残存率 = 令和6年度評価額	

(課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合)					課税標準額
	評価額の合計	=	決定価格	=	課税標準額
					→ 3,139,726円

	課税標準額 (1,000円未満切捨)	×	税 率 (1.5%)	=	税 額 (100円未満切捨)		税 額
	3,139,000円	×	1.5%	=	47,095円		→ 47,000円

※ 固定資産税の税額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計に税率(1.5%)を乗じた額になります。

■ 納税通知書

4月初旬に納税通知書を送付します。

〔 固定資産税の納税通知書は、土地・家屋・償却資産を合算して送付します。
また、土地・家屋に課税がなく、償却資産も免税点未満で年税額が0円の場合は送付しません。 〕

■ 納期

4月・7月・9月・11月の末日（土日祝祭日の場合は翌開庁日）の年4回です。（高知市税条例第67条）

固定資産税の納付は便利な口座振替で！

口座振替制度は、納付していただく固定資産税をご指定預金口座から自動的に振替納付する便利な納付方法です。是非ご利用ください。

お申し込み方法等は、高知市ホームページをご覧ください。

高知市 口座振替

検索

7 非課税・課税標準の特例等について

■ 非課税について

地方税法第 348 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となりますので、新たに非課税の申告をされる方は事前に償却資産係までご連絡ください。

■ 課税標準の特例措置について

固定資産税では、社会政策等の見地から課税上の特例として課税標準の特例措置（地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条等）により、固定資産税の軽減が図られています。（例）先端設備、内航船舶等

適用要件については、政省令により定めがありますので、新たに特例の申請をされる方は事前に償却資産係までご連絡ください。

■ 減免について

高知市税条例第 71 条の規定により、災害や都市計画事業等の事由がある場合は、申請により減免を受けることができます。

■ 不申告等のご注意と実地調査のお願い

正当な理由がなく申告をされなかった場合や虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により過料等を科せられることがあります。（地方税法第 385 条、第 386 条）

また、申告をいただいた内容につきまして、地方税法に基づき実地調査（固定資産台帳や国税の減価償却費の計算書等の帳簿書類と申告内容の照合確認）をさせていただく場合がございますので、その際にはご協力をお願いいたします。（地方税法第 353 条、第 408 条）

インターネットによる電子申告のご案内

高知市では、eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告も受け付けています。

- インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。
- 利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンタが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。
- 様々な申告書の作成支援が受けられます。
- 利用届出を提出後、利用者 ID と仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告等のサービスを利用できます。

詳しくは eLTAX（エルタックス）ホームページをご覧ください。

▷ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

一般社団法人 地方税共同機構

（参考）ビニールハウスの耐用年数表

	種類	金属造	木造	その他
ビニールハウス (屋根や周壁がビニルフィルム)	構 築 物 (基礎がしっかりしたもの)	14 年	5 年	8 年
	機械及び装置 (ボイラー等と一式で計上した場合)		7 年	
	器具及び備品 (上記以外の簡易なもの)	10 年		5 年

8 主な償却資産の耐用年数表

※ 表に記載の耐用年数はあくまで目安として掲載しています。

■建物附属設備

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風 又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22kW以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

■構築物

構造又は用途	細目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装 路面	コンクリート敷、ブロック敷、 れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷 のもの	10

■機械及び装置

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
その他の設備	10
通信業用設備	9
放送業用設備	6
飲食料品小売業用設備	9
その他の小売業用設備	
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
その他の設備 主として金属性のもの	17
その他の設備 その他のもの	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
その他の生活関連サービス業用設備	6
自動車整備業用設備	15
その他のサービス業用設備	12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
機械式駐車設備	10
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
その他の設備 主として金属性のもの	17
その他の設備 その他のもの	8

■工具器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
工具	測定工具及び検査工具	5
	切削工具	2
家具、電気機 器、ガス機器 及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚及び陳列ケース	
	冷凍機付及び冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	テレビ、その他の音響機器	5
	ルームエアコン	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器	6
	カーテン、寝具	3
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器及び 通信機器	パソコン	4
	その他の端末機器等	5
	コピー機、レジスター、ファクシミリ等	5
	インターホン・放送用設備	6
	電話設備、その他の通信機器	
	デジタル電話・デジタル構内交換設備	6
その他のもの	10	
看板及び広告 器具	店頭看板、ネオンサイン、気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
その他のもの	5	
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式、救急医療用	4
	その他のもの	6
前掲のもの以 外のもの	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
その他のもの	5	

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されています。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

検索

9 申告書の記入例

■ 償却資産申告書

- 前年度までに申告された方には、申告に基づいて取得価額を印字しています。
訂正・変更がある場合は、二重線を引き余白に正しい内容を記入して、備考欄に理由を記入してください。
資産に増減がない場合は、取得価額の記入は不要です。
- 右端に（提出用）（控用）の印字をしています。（提出用）に下記事項を記入し、提出してください。

提出年月日を記入してください。

1 住所
住所・電話番号を記入してください。

2 氏名
氏名・ふりがなを記入してください。
(押印は無くても可)
屋号(店名)があれば記入してください。

前年前に取得したもの
令和5年1月1日以前に取得した資産の取得価額を記入してください。
前年度までに申告された方は取得価額が印字されています。
初めて申告される方は、今回申告する全資産を種類ごとに合計し、前年中に取得したものと計(二)に同じ金額を記入してください。

前年中に減少したもの
令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に減少した資産の取得価額を記入してください。

前年中に取得したもの
令和5年1月2日～令和6年1月1日の間に取得した資産の取得価額を記入してください。
※ 申告もれや移動による受け入れ資産を含みます。

令和 6 年度
償却資産申告書 (償却)

受付印 → 令和 6 年 1 月 15 日
高知市長様

所	〒 780-8571 高知市本町五丁目1番45号 電話(823-9424)	3 個人番号又は法人番号
有	とさけんせつ とさ建設(株) 代表取締役 土佐 太郎	4 事業種目 (資本金等)
者	屋号()	5 事業開始年 (決算月)
		6 この申告に する者の係及
		7 税理士等の

資産の種類	取 得 価 額		
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)
1 構 築 物	2800000	600000	974500
2 機 械 及 び 装 置	35785000	6000000	5801279
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具	3380000	2130000	1600381
6 工 具 器 具 及 び 備 品	6645000	120000	570240
7 合 計	48610000	8850000	8946400

資産の種類	評 価 額 (ホ)				決 定 価 格 (ハ)			
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構 築 物								
2 機 械 及 び 装 置								
3 船 舶								
4 航 空 機								
5 車 両 及 び 運 搬 具								
6 工 具 器 具 及 び 備 品								
7 合 計								

電算処理による申告を行う方のみ記入し
それ以外の方は記入不要です。

3 個人番号又は法人番号

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。償却資産を共有されている方は、記入不要です。

4 事業種目

事業内容がよく分かるように記入してください。

5 事業開始年月

個人：事業開始年月
法人：設立年月・決算月

6 この申告に回答する者の係及び氏名

直接回答できる方の氏名・電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名・電話番号を記入してください。

1 資産課税台帳

所有者コード		第二十六号様式(提出用)	
12345678-101		とさ建設(株)	
1	2	8 短縮耐用年数の承認	有・無
3	4	9 増加償却の届出	有・無
5	6	10 非課税該当資産	有・無
7	8	11 課税標準の特例	有・無
9	0	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
1	2	13 税務会計上の償却方法	定率法 定額法
3	4	14 青色申告	有・無
5	6	15 高知市内における事業所等資産の所在地	①高知市 本町五丁目1-45 ②高知市 上町二丁目2-1 ③高知市 大津乙999
7	8	16 借用資産	貸主の名称等 大陽リース(株) 電話 03(3888)1234
9	0	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 借家
1	2	18 備考(添付書類等)	該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。
3	4	1 増加資産あり	
5	6	2 減少資産あり	
7	8	3 増減なし	
9	0	4 該当資産なし	
1	2	5 廃業・解散・転出・売却等(年 月 日)	
3	4	6 住所移転・名称変更等	
5	6	※上記5、6に係る資産移転先等の事項及びその他参考となる事項を記入してください。	
計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		課税標準額 (ト)	
3174500		十億 百万 千 円	
35586279			
2850381			
7095240			
48706400			

8~14

該当する方を○で囲んでください。
※ 非課税及び課税標準の特例の適用を新たに受ける場合、別途書類の提出が必要となりますのでご連絡ください。

15 高知市内における事業所等資産の所在地

高知市内に2ヶ所以上の事業所等資産の所在地があれば、それぞれを記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

16 借用資産

借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の名称・電話番号を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分

該当する方を○で囲んでください。

18 備考

該当するものを○で囲み、以下のような事項を記入してください。

- 前年中に資産の所在地・所有者の住所・氏名等の変更、廃業等があった場合、変更年月と変更前後の事項
- 「耐用年数の短縮承認通知書の写し」「増加償却届出書の写し」等添付した書類の名称
- 非課税・特例に該当する資産を所有している場合その適用条項
- 償却資産の価値が著しく減じた場合その程度
※ 災害・都市計画事業等の場合減免を受けることができます場合があります。
- 納税管理人を定めている場合その者の住所・氏名
- その他この申告に必要な事項や償却資産の評価の参考となる事項

計

令和6年1月1日現在における全資産の取得価額を記入してください。

■ 種類別明細書（増加資産・全資産用）

- 令和5年1月2日～令和6年1月1日に取得した資産を記入してください。
（下記の資産も含まれます。）
 - ・ 他の市町村から移動してきた資産
 - ・ 前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産
- 初めて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産を記入してください。

申告年度を記入してください。

所有者コード

同封の「申告書」右上にある所有者コード(左から8桁)を転記してください。

資産の種類

- 1 構築物（構築物・建物附属設備）
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具器具及び備品

資産の名称等

※使用できる文字

半角文字（カタカナ, アラビア数字, アルファベット大文字, 半角記号）
 [例] ア〜ン 1〜0 A〜Z () ,
 . - + / & @ : ! = 等
 濁点(゜), 半濁点(゜)は1マスとり,
 資産名は20字以内で記入してください。

※使用できない文字

全角文字（ギリシア文字, ローマ数字）等
 [例] αβ〜 ΙΙΙ〜 等

数量

資産の数量を記入してください。

取得年月

和暦で記入してください。

年号 … 3：昭和 4：平成
5：令和

		令和 6 年度								種類別明細書 (増加資)				
		所有者コード												
		0	1	2	3	4	5	6	7	8				
行 番 号	資産の 種類	資産 コード	資 産 の 名 称 等								数 量	取得年月		
			年	月	日	年	月	日						
01	1	記入不要です	アスファルトホソウ								15	5	4	
02	2	記入不要です	パワーショベルPC3331								14	3	04	
03	5	記入不要です	オオカタフォークリフト								15	5	8	
04	6	記入不要です	コピーキ/FAXツキ								15	4	12	
05	6	記入不要です	ルームエアコン(カベカケ)								15	5	5	
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
										小 計	5			

資産の種類
 構築物…………… 1
 機械及び装置…… 2
 船 舶…………… 3
 航空機…………… 4
 車両及び運搬具…… 5
 工具器具及び備品… 6

注意
 ・資産の名称はカタカナで記入してください。
 ・「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による
 ・年号→ 昭和…3、平成…4、令和…5 ※年号については、平成は「

■ 種類別明細書（減少資産用）

- 令和5年1月2日～令和6年1月1日に売却、滅失、移動（市外への移動）等によって減少した資産を記入してください。
- 記入に当たっては、同封の「令和6年度償却資産明細書」から転記してください。

申告年度を記入してください。

所有者コード

同封の「申告書」右上にある所有者コード(左から8桁)を転記してください。

資産の種類・資産コード・資産の名称等・取得年月・耐用年数

同封の「償却資産明細書」から転記してください。
 ※取得年月は和暦で記入してください。
 年号 … 3：昭和 4：平成 5：令和

数量・取得価額

減少した資産の数量・取得価額を記入してください。
 資産の一部が減少した場合は、減少した分の数量・取得価額を記入してください。

種類別明細書（減少資産用）

令和 6 年度 所有者コード											
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等					数量	取得年月		
0	1	2	3	4	5	6	7	8	年号	年	月
01	1	11	ロメンホソウ(コンクリート)					1	4	8	4
02	2	4	フルーツターナー					1	5	2	8
03	2	5	コンパター					2	4	2	12
04	5	10	オオカタフォークリフト					1	4	2	7
05	6	90	パソコン(PC-123)					1	5	3	10
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

令和6年度 償却資産明細書

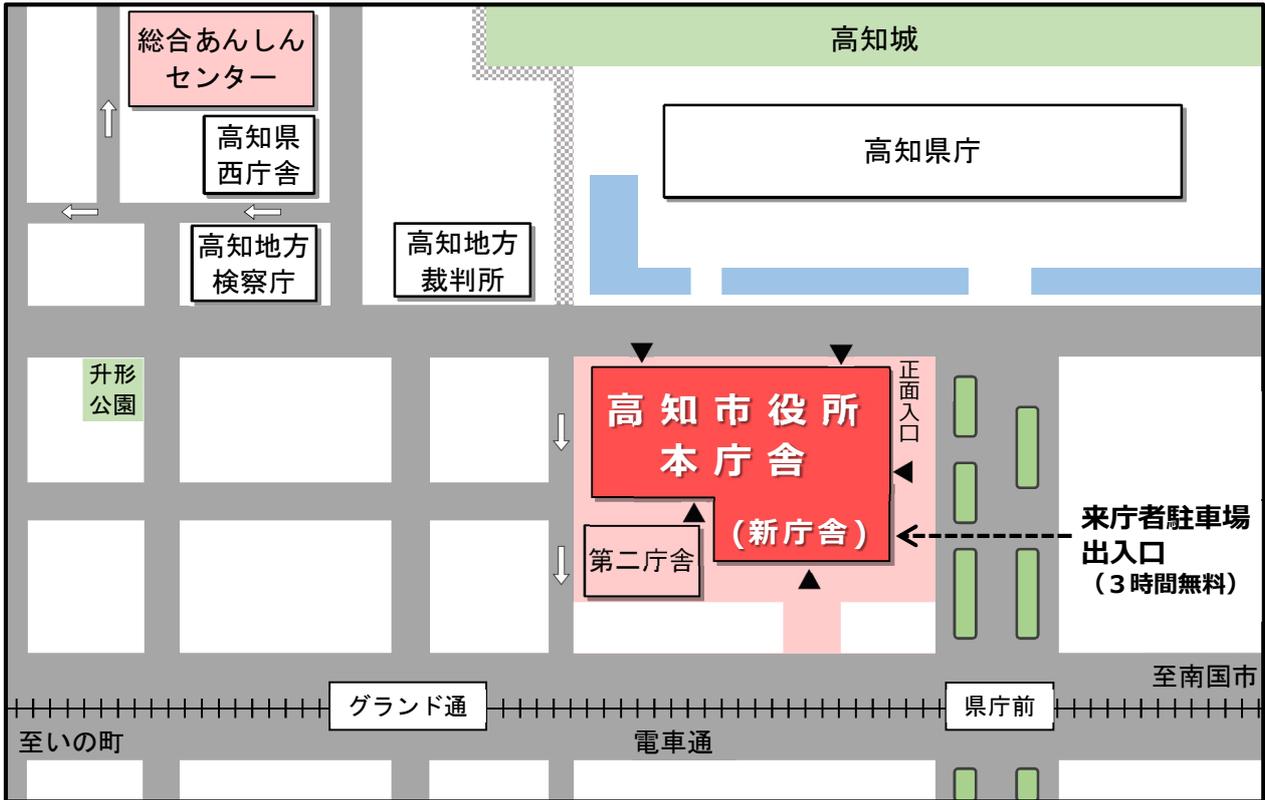
業種番号	101	所有者	とさ建設 株式会社	住所		
通知書番号	12345678					
種類	資産コード	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数
1	00000011	ロメンホウ(コンクリート)	1	H 8. 4	600,000	15
2	00000004	フルーツターナー	1	R 2. 8	5,800,000	5
2	00000005	コンパター	5	H20. 12	500,000	7
5	00000010	オオカタフォークリフト	1	H22. 7	2,130,000	4
6	00000090	パソコン(PC-123)	1	R 3. 10	120,000	4

小計 6

資産の名称はカタカナで記入してください。
 年号→ 昭和…3、平成…4、令和…5

本庁舎の位置図

本庁舎 住所：高知市本町五丁目 1 番 45 号



本庁舎のフロア配置図

